船舶事故調査報告書

令和２年７月２２日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年８月１７日　１１時００分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市長命寺町西方沖（琵琶湖南東部） 　津田三等三角点から真方位２４６°　１，０００ｍ付近 　（概位　北緯３５°　１０．０′　東経１３６°　０３．５′）
事故の概要	プレジャーボートCANTA（キャンタ）は、漂泊中、また、水上オートバイYAM（ヤム） SHO（ショー）クルーザーは、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年８月２６日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　プレジャーボート　CANTA、０．３トン 　　　２４０－６１９０６岐阜、個人所有 Ｂ　水上オートバイ　YAM SHO クルーザー、０．２トン 　　　２５０－５５９８４大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、二級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	Ａ　左舷船首部外板に擦過傷 Ｂ　右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北西、風力　２、視界　良好 水象：湖上　平穏
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、同乗者１人を乗せ、船首を北東方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Ａが、釣りに集中していたところ、間近に接近したＢ船に気付き、大声で叫んだものの、Ａ船の船首部とＢ船の船首部とが衝突した。 　Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、船長Ｂが、前路に他船はいないと思い、約２０km/h の対地速力で南東進中、Ａ船と衝突した。
分析	Ａ船は、船長Ａが、船首を北東方に向け、釣りに集中して漂泊を続けていたことから、接近して来るＢ船に気付くのが遅れ、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 　Ｂ船は、約２０km/h の対地速力で南東進中、船長Ｂが、前路に他船はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、Ａ船に気付かずにＡ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、船長Ａが、釣りに集中して漂泊を続け、また、船長Ｂが、前路に他船はいないと思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	られる。 ・航行中は、周囲に他船はいないと思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中において、釣りに集中せず、接近する他船の有無に常時注意を払うこと。